

鶴岡工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関するコンプライアンス推進副責任者及び相談窓口に係る申し合わせ

平成28年12月7日  
校長 裁定

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第6条第3項に定めるコンプライアンス推進副責任者は、次のとおりとする。

- 一. 基盤教育グループ長
- 二. 機械コース長
- 三. 電気・電子コース長
- 四. 情報コース長
- 五. 化学・生物コース長
- 六. 事務部長

同規則第9条第2項に定める相談窓口は、総務課に置くものとする。

附 則

この申し合わせは、平成28年12月7日から施行する。